

屋外式カートリッジガスストーブを 製造・輸入される事業者の皆様へ

近年、アウトドアでの使用ニーズの増加等によりカセットボンベを使用する屋外用ストーブ（屋外式カートリッジガスストーブ）の普及が進んでいることから、経済産業省では、新たに「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）」に基づく技術基準の例を整備しました。

当該製品の製造・輸入をされる皆様におかれましては、以下の内容についてご確認ください。

規制の概要

- カセットボンベを使用する「屋外式カートリッジガスストーブ」について、2018年6月1日付で通達を改正し、技術基準の例を整備しました。
（例：屋外使用時の安全を確保するための製品構造や注意表示など）
- 製造・輸入の際は、**経済産業省または各経済産業局へ「事業届出」を提出**したうえで、**法令で定める自主検査を実施**し、安全性が確認されたことを示す**「PSLPGマーク」を貼付して販売**する必要があります。



違反した製品を販売した場合には罰則等の対象となります。



- 今回の改正により、2020年6月1日以降、これまで流通していた「PSLPGマーク」のない屋外式カートリッジガスストーブの販売は禁止**となります。

製品イメージ



当該製品を製造・輸入する場合には、法律に基づく「事業届出」が必要となります。具体的な手続きの詳細は製品安全ガイドHPをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/index.html>

PSLPGマーク

検索



経済産業省産業保安グループ
製品安全課ガス用品担当
電話番号：03-3501-4707

屋外式カートリッジガスストーブを 販売される事業者の皆様へ

近年、アウトドアでの使用ニーズの増加等によりカセットボンベを使用する屋外用ストーブ（屋外式カートリッジガスストーブ）の普及が進んでいることから、経済産業省では、新たに「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）」に基づく技術基準の例を整備しました。

当該製品の販売をされる皆様におかれましては、以下の内容についてご確認ください。

規制の概要

- カセットボンベを使用する「屋外式カートリッジガスストーブ」について、2018年6月1日付で通達を改正し、技術基準の例を整備しました。
（例：屋外使用時の安全を確保するための製品構造や注意表示など）
- 当該製品を販売する際は、**「PSLPGマーク」が本体に貼付されていることを確認**のうえ、販売していただく必要があります。

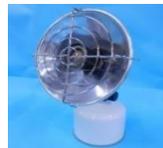


違反した製品を販売した場合には罰則等の対象となります。



- 今回の改正により、2020年6月1日以降、これまで流通していた「PSLPGマーク」のない屋外式カートリッジガスストーブの販売は禁止**となります。

製品イメージ



当該製品を製造・輸入する場合には、法律に基づく「事業届出」が必要となります。具体的な手続きの詳細は製品安全ガイドHPをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/index.html>

PSLPGマーク

検索



経済産業省産業保安グループ
製品安全課ガス用品担当
電話番号：03-3501-4707